

サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ

サービス等の利用申請 【申請者 市】

- ・障害福祉サービス等の利用希望者（以下「申請者」といいます。）は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用申請書をお住まいの地域の障害福祉相談課、又は保健福祉課（以下「市」といいます。）に提出します。

相談支援事業者と契約 【申請者 相談支援事業者】

- ・申請者は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」（以下「相談支援事業者」といいます。）に「サービス等利用計画案」又は「障害児支援利用計画案」（以下「利用計画案」といいます。）の作成を依頼し、契約を行います。

障害支援区分の認定調査 【市障害福祉サービス課 申請者】

- ・市障害福祉サービス課の調査員が申請者のご自宅を訪問し、障害支援区分の認定のための聴き取り調査を行います。（対象となる方のみ）

利用計画案の作成 【相談支援事業者 申請者】

- ・相談支援事業者は、利用計画案を作成し、申請者に交付します。（障害支援区分の認定調査と並行して進めます。）

利用計画案の提出 【申請者 市】

- ・申請者は、相談支援事業者が作成した利用計画案を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」と一緒に市に提出します。本人や家族、支援者等が作成した計画案（セルフプラン）を提出していただくことも可能です。

サービス等の支給決定 【市 申請者】

- ・市は、お住まいの地区を担当するケースワーカーがお伺いした内容や、提出いただいた利用計画案等に基づいて、障害福祉サービス等の支給を決定します。その結果について、「支給決定通知書」と「障害福祉サービス受給者証」等を郵送でお送りします。

利用計画の作成 【相談支援事業者 申請者、市、サービス提供事業者】

- ・相談支援事業者は、支給決定を踏まえ、障害福祉サービス等を提供する事業者（以下「サービス提供事業者」といいます。）などの関係者を集め、サービス担当者会議を開催し、案のとれた「サービス等利用計画」又は「障害児支援利用計画」を作成し、申請者や市、サービス提供事業者に提出します。

サービス利用開始 【申請者 サービス提供事業者】

- ・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」等をサービス提供事業者に提示し、契約を行ってください。契約が済みましたら、障害福祉サービス等をご利用いただけます。

モニタリング 【相談支援事業者 申請者】

- ・相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、申請者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。モニタリングの結果、新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、サービスの利用申請を勧奨します。